

慶長・元和期における政治と民衆

——「かぶき」の世相を素材として——

鎌 田 道 隆

はじめに

幕藩体制の成立段階に、二つの内乱があったことは、周知のことである。一つは慶長五年（一六〇〇）の関ヶ原合戦であり、もう一つは慶長十九年（一六一四）および同二十年の大坂の陣である。この二つの内乱については、関ヶ原合戦で事実上の徳川政権が樹立されたが、反徳川勢力がなお残存したため、その盟主とされた大坂城の豊臣秀頼を抹殺したのが大坂の陣であるといった理解が、大方の了解を得ているように見える。^①すなわち、徳川政権は、関ヶ原合戦で成立し、大坂の陣で確立されたという考え方である。しかし、この「成立」と「確立」の内容については深く検討されたことはなく、大坂の陣で確立という場合、明らかな

敵対勢力を軍事的に一掃したという意味がこめられているにすぎないようである。

大坂の陣の軍事的結末があまりにも明白であるため、軍事的側面以外については、その経過や意義もほとんど研究されたり言及されたことがない。むしろ、研究者の眼は、軍事的に自明な結果を前提として、そのうえに展開される「武家諸法度」等の制定など元和以降へと向けられているといえよう。^②

一方、慶長期が世相史的に特異な注目される時代だという研究もでてきている。守屋毅氏は、慶長期に出現し一世を風靡する「かぶき」の風潮に着目し、慶長期を「かぶき」の時代と呼びたいと提唱しているほどである。^③そして、守屋氏は東京国立博物館蔵の「洛中洛外図屏風」（舟木本）を

その象徴としてあげているが、氏はこの屏風は、左隻に徳川氏のシンボル二条城、右隻に豊臣氏のシンボル方広寺大仏殿を対峙させ、この両隻にまたがって対角線状に鴨川の流れを配し、町並みも画面に傾斜して描いており、名所や旧跡のかわりに画面の主人公として登場する群衆の動きも、異様な興奮をただよわせていると評し、この屏風自体を「かぶき」の所産とみている。

かぶき者と「かぶき」の世相については、北島正元氏の「かぶき者―その行動と論理」⁽⁵⁾と守屋毅氏「『かぶき』の時代」が注目すべき研究である。かぶき者の評価については、両氏とも単なる愚連隊暴力団とは見ていない。北島氏は、かぶき者こそ下剋上の論理を楯にとつて変革主体としての民衆と連携し、幕藩権力の人間の諸権利剥奪に抵抗する役割をになったと評価し、守屋氏はかぶき者の行動論理の深層には戦国乱世への回帰願望があったが、現実には喧嘩三昧に命をかける乱世の仮構のなかで、反時代的であることよつて逆説的にもつともよく時代の趨勢を体现した存在であつたとみている。

本稿のねらいの一つは、先学の研究に導かれながらも、

自分なりに慶長期のかぶき者についての歴史的位置づけを試みることであるが、もうひとつは「かぶき」たる世相の背景として、大坂の陣を頂点として伏線的に立ち現われる近世的秩序形成の政治状況を、垣間見ることである。近世封建社会の成り立ちにおける第二の内乱として仕組まれた大坂の陣は、決して軍事的意味だけで重要なのではなく、むしろ社会史的・政治史的な側面でこそ実に大きな意味をなっていたのではないか。大坂の陣を中心とする慶長・元和期に焦点を合わせながら、民衆の動向を分析することによつて、政治状況の方向を推定してみようと思う。

一、かぶき躍とかぶき者

『当代記』は、慶長年間の政治・社会にかかわる基本的な年代風記録として、高い史料価値を認められている。この『当代記』の慶長八年四月ころの記事に、左の一文が見える。⁽⁶⁾

此比、かぶき躍おどりと云事有。是は、出雲国神子女名は國、但非三好女仕出、京都え上る。縦は、異風なる男のまねをして、刀脇指衣装以下、殊異相。彼男、茶屋の女と戯る体有

難したり。京中の上下賞翫する事不_レ斜、伏見城えも
参上し、度々躍る。其後、学_レ之かぶきの座いくらも
有て、諸国へ下る。但、江戸右大将秀忠公は、終不_レ
見給_一。

京都では、かぶき躍が大好評を博して、お国かぶきをな
らい真似する座が相ついで誕生し、各地へ興業に出かけて
いくという。ほぼ同じころの出来事として、『徳川実紀』は
出雲お国の江戸への登場を記している。この記事は、江戸
の街の繁栄と徳川秀忠の厳格な資質の賞讃に力点がおかれ
ているようであるが、一応引用してみよう。

この頃江戸弥大都会となりて、諸国の人輻輳し繁昌大
かたならず、四方の游民等身のすぎはひをもとめて、
雲霞の如くあつまる。京より国といふ女くんだり、歌舞
伎といふ劇場を開く、貴賤めづらしく思ひ、見る者皆
のごとし。諸大名家々これをめしよせ、其歌舞をもて
はやす事風習になりけるに、大納言殿もその事聞し召
たれど、一度もめされず。衆人、其嚴格に感ぜしとぞ。^(?)
これらの記録は、かぶき躍の大流行と、お国かぶきの人
気絶調とを伝えるものであり、徳川秀忠がかぶきを見なか

ったという記述も、秀忠の人柄を示す物語というよりは、
秀忠がついにこれを見物しなかったということが話題にな
るほど、かぶき躍は異常な流行を示していたのだと、解釈
すべきであろう。

中央と地方、庶民と貴人を問わず、かぶき躍がもてはや
されたというのも、この流行の一特色である。とくに注目
されるのは、江戸では諸大名が出雲お国を屋敷によんでか
ぶき躍を見物する風習が広まった、とする『徳川実紀』の
記述で、かぶき躍の熱狂に諸大名たちが少なからざる役割
を演じていたことを推測させる。

『当代記』によれば、慶長十二年十月、三河国荻屋の城主
水野日向守勝成が出来島と称するかぶき女をつれて都から
下向し、翌年四月ころ彼女をつれてまた上落した。その金
に糸目をつけず「衣装已下きらびやかにしてかぶきける」風
姿は、京の人々の注目を集め、勸進法楽におけるかぶきには
「見物貴賤成市」したという。^(?)この水野勝成のかぶき女随
伴下向事件を、『徳川実紀』は駿府へのこととしており、そ
の駿府における異常な人気ぶりを「男女群衆して、国中を
かたぶく」と記している。^(?)いずれにしても、かぶき躍の地

方への波及に、大名たちの力に負うところが少くなかったことを、この一事は物語っている。それはまた、かぶき躍が庶民から大名たちまでをも魅了する要素を持っていたことの証左でもある。かぶき躍の主役たちが、いかに美しく世人を魅惑していたか、しばらく『慶長見聞集』の語るころを聞いてみよう。

扱、中橋にて幾嶋丹後守かぶき有と高札を立れば、人集りて貴賤ぐんじゆをなしけるを、おそしと待所に、おしやう先立てまく打上、はしがりに出るを見れば、いと花やかなる出立にて、こがねづくりの刀わきざしをさし、火打袋、ひようたんなど腰にさげ、猿若を伴につれ、そごろに立うかれたるその姿、女とも見えず、只まめ男なりけり。いにしへいんやうの神といはれし、なりひらの面影ぞや。しば居さじきの人々は、首をのべ、頭をたたいて、我を忘れてどうようする。ぶたひに出れば、いとど猶近まきりする顔ばせは、誠にやうきひ一度えめば、六宮に顔色なしといへるがごとし。ふようのまなじり、たんくわのくちびる、花かざりたるかたち、是を見ては、いかなるとふのさわに引

籠り念仏三昧のかぶる上人、天台四明のほうに一心三観を宗とし玉ふ南光坊なりとも、こゝろまよはで候はじ。(中略)かゝるいつくしき立姿に、見ほれまよはぬ人は、たゞ鬼神より猶おそろしや。⁽¹⁰⁾

こうして、あでやかに、きらびやかに遊芸化されることよって、「かぶき」の世界はいよいよ深く広く人々の心をとらえていったのであるが、かぶき躍が好評を博したということと、「かぶく」ことが好感をもって迎えられていた世相とは、やはり一線を画さなければならぬであろう。なぜなら、かぶき躍の流行は、一方にあくまでも娯楽として、遊興としての「かぶき」精神の遊芸化があるからである。というのはほかでもない、間もなく娯楽として芸能として、歌舞伎は一人歩きを始めていく。ただ、慶長という時期には、かぶき躍はまだ「かぶき」の精神に共鳴し理解される人々によって支持された遊興であった、といえるのではないだろうか。

かぶき躍は、「異風なる男のまね」すなわちかぶき者の風姿と所作を演ずる芸能だといっても過言ではあるまい。かぶき躍の誕生と流行は、かぶき者の社会的世相的意味づ

けなしには語ることはできない。かぶき躍のモデルこそ、慶長期のかぶき者にはかならなかつた。かぶき躍では、衣装や髪型はもとより刀脇指の拵えまで異様を好み、茶屋や湯屋の女たちと戯れ、喧嘩を仕事とするようなかぶき者たちの姿が演じられたが、かぶき者たちの実相はどうであつたか、いくつかの事例をあげながら分析していくことしよう。

二、かぶき者の行動

慶長十一年六月のことという。場所は京都の北野、賀茂辺あるいは祇園ともいう。京の富商として名高い後藤家および茶屋家の妻女たちが逍遙の途次、「かぶき」衆に出会つて、さんざんにいたぶられる事件があつた。⁽¹¹⁾その暴行の様子は、「ゆくりなくその婦女をおさえ、しいて酒肆にいざなひ酒をのましめ、従者をばそのあたりの樹木に縛り付、刀をぬき、若声立ば伐てすてんとおびやかし、黄昏に皆逃去りたり」と『徳川実紀』が伝える。⁽¹²⁾

この事件が大御所徳川家康の耳に達すると、家康は激怒して、そのかぶき者たちの探索と真相の究明にのりだし、

結果新参ではあるが徳川家の家臣十人が、翌年末にいたり改易等の処分を命じられている。北島正元氏は、この十人について分析し、そのうち経歴の判明する五人がいずれも豊臣家の恩顧を受けた者と考えられるところから、「かれらはいまこそ徳川氏の家臣であるが、三河譜代を草分けとする徳川譜代層の中では最新参であり、織豊二氏との縁故の方がむしろ深いのである。かれらが京童と同様、徳川氏一辺倒の後藤・茶屋などの京都の豪商を不快視していたため、たまたま出会つたその家族たちにいやがらせをしたと見られぬこともない」と、その狼藉の理由を推論している。

理由はともかく、京中における無頼の横行には、目に余るものがあつたのはたしかなようである。京都の治安にも問題はあつた。たとえば、関ヶ原合戦直後の慶長五年九月から翌年二月まで、奥平美作守信昌が戦後処理のため在京して京都の鎮撫にあたっていたが、その奥平信昌が領国の美濃へ下つてしまうと、しばらく京都の支配者がいなくなつて、「京軍吐_ニ放言_一、又盜賊徘徊不可_ニ勝計_一」状態であつたといわれる。⁽¹⁴⁾また、慶長八年、徳川家康が征夷大將軍に就任したのちも、「京・伏見其外辺土に盜賊令_ニ乱行_一」、こ

のために京都町人に十人組を結成させなければならなかつたとも伝えている。⁽¹⁵⁾

しかし、単に乱暴・狼藉者の出没・横行というだけなら、十七世紀初頭すなわち慶長・元和期の特有な事象とみることはできない。この時期における乱暴・狼藉による諸事件が注目されるのは、それが徒党を組んで行なわれたということである。もうすこし正確に言えば、個々の事件は単独あるいは二、三人が当事者であつたにしろ、その徒者たちが背後で党類を結び、堅い精神的つながりをもっていたということである。京都でそうした党類のことが明らかにするのは、荆組と皮袴組の一件である。

此比(慶長十四年)、荆組・皮袴組とて、徒者京都充滿。

五月、搦取之、七十余被行籠舎令糺明。此者廿人(世名)に普喧嘩を懸、後被改之。組頭を四、五人成敗あり、残者共非指科、只一組之知音まで之儀たる間、被寛之。組頭の名は、左門と云者也。荆組とは人に喧嘩をかくるに依て也。皮袴組とは、荆にも劣さるとの儀也。依此儀、たはこ法度也、右之徒。⁽¹⁶⁾者もたはこより組になりと云々

この荆組も皮袴組もいわゆる無頼の集団であり、市中に

おける徒者であるとともに、荆と皮袴の關係にも示されているように、相互にいがみあう対立集団としての性格ももっていた。このような無頼集団の結成は、京都だけでなく、かぶき者が闊歩する全国各地でも見られたことであろう。慶長十七年の江戸における大鳥居いつ兵衛捕縛事件を紹介しながら、無頼と集団の關係を考えてみよう。

これは、『当代記』『慶長見聞集』『徳川実紀』等に記されている著名な事件である。⁽¹⁷⁾ それぞれの記録によつて、人名の表記や事件の細部については異同があるが、適宜斟酌しながら概要を説明しよう。

幕府大番組頭芝山権左衛門正次は、自分の奉公人の小者がかぶき者であることを知り、かぶき者の仲間から抜けるように求めたが小者が聞き入れなかつたので、これを手打ちにして殺した。ところが、その小者の仲間たちは、かねてから一命にかかわることがあればお互いに助勢することを申し合わせており、その約束どおり芝山をさし殺して逐電してしまつた。やがて、犯人の一人石井猪助という小者を捕えて糾問してみると、彼らの仲間は江戸だけで三百人、全国では三千人ほどいるということであり、猪助の

自白によって實際江戸において九十人ばかりが捕縛され、また京都・大坂・堺の諸都市をはじめ全国各地にも厳命が下されて、追捕はかなり徹底的に行なわれたという。この一団の首長格としては大鳥居いつ兵衛、大風嵐之助、大橋すりの介、風吹はちり右衛門、天狗郷右衛門などの醜名を名乗る者がいたが、このとき囚われたリーダーのなかでもっとも有名なのが、大鳥居いつ兵衛である。

大鳥居いつ兵衛は、『慶長年録』によれば、はじめ本多信勝の小者、のち大久保長安の被官となつて侍分にとりたてられたこともあつたというが、その身分を捨て牢人となるや、もっとも頼もしい男として、無頼集團の長にまつりあげられるにいたつた。「士農工商の家にもたづさはらず、当世異様をこのむ若党と伴ひ、男のけなげだて、たのもしごとのみかたり、つねにあやうきことを好んで、町人にもつかず、侍にもあらず、へんふくの人也」と分析される大鳥居いつ兵衛の生き方は、多くの男たちの心をとらえていつたという。

たとえば、「若きものども是を聞て、一兵衛といふものは、人頼むならば命の用にも立べしといふ。世に頼敷人こ

そあれといふて、まねかざるに來り、期せざるに集り、筒樽を持寄て知る人になる。この一兵衛知ざる人をば、男の内へ入るべからずと、居たる跡をほこりを払てなをり、同坐すれば立しりぞく」といった具合で、若者たちを中心に徒黨集團はしだいに大きくなっていつた。また、「若きとのばら達は、一兵衛をまねきよせ、もの語せよとあらば、馬と云はゞ蛇に綱を付ても乗るべし、すもふならば、鬼ともくまん、兵法ならば、しら刃にて太刀打せんなどと利口をいへば、ひきでものをとらせ、明くれ伴ひ玉ふ」といつた、いつ兵衛の感慨に共感して鼻負とする大名や旗本たちもあつたらしい。

捕えられた大鳥居いつ兵衛は、あらゆる拷問にもたえて、「にっここと打笑ひ、愚なる人々かな、からだをせめて、なご心をばせめぬぞ」という名言を残し、同類の名を明かさず、江戸市中引廻しのうえ礫となつて、一層その名を高めたという。男伊達の生き方が、小者たちだけでなく、慶長期の若者たちの心をいかに深くとらえていたかは、いつ兵衛の取調べにあつた町奉行の息子が、実はいつ兵衛組の同類であつたという話、歴とした旗本や大名の子弟たちの

なかにも、いつ兵衛と親交を結んでいたものも少くなかったといった話にも示唆されている。

もちろん、この大鳥居いつ兵衛の物語には、多くの潤色があるであろうことは推察できる。しかし、こうしたかぶき者たちが、この時代のさまざまな事件に深くかかわっており、また同時代人の注目をあつめ、ある種の好感をもたれていたことは否定できない。たとえ、彼らの行動が、喧嘩・口論をはじめ、女性や弱者に対するいたずら、または主君や長上に対する反抗などの、いわゆる非道徳的、反社会的な傾向をもっていただけとしても、なおかぶき者の存在自体が、社会的に完全に否定されることはなかった。それは、かぶき躍が遊女との戯れの光景を演じたり、屏風絵などの画題に好んでかぶき者同士の喧嘩の場面が描かれていることから根拠づけることができる。

三、「かぶき」の思想

「かぶき」とは、「傾き」であって、「かたぶく」ことすなわち現代風にいえば「斜にかまえる」ということにでもなるのであろう。『当代記』は、慶長十一年六月のかぶき

者たちによる乱妨狼藉事件のところで、「かぶき」について「当世異相を此云」⁽²⁴⁾と注記したが、なるほど異端の風姿、異風を好む風潮といえ、⁽²⁴⁾「かぶき」を明快に説明しているように見える。しかし、われわれはその異端・異風・異相の中味を、歴史的な視点からのぞいてみなければならぬ。異相というのは、かならずしも外見上のことばかりを意味するのではない。むしろ、内面から噴き出してくるもの、精神的なものに裏打ちされてあらわれ出てくる外見、いいかえれば装いや行動、生き方、美意識等の総合的表現だといってもよいのかもしれない。

たとえば、「ヒツミ(歪)」や「ヘウゲ(剽軽)」と評されるいびつな茶碗の製作で有名な古田織部の生き方は、利休七哲の一人にかぞえられながら、正統派から逸脱した異風そのものであった。古田織部には、実際「かぶきの宗匠」という評価もあったといわれ、内面的なその「かぶき」の精神が、あのような特異な茶碗の製作にあらわれているのだとみることができるようである。⁽²⁵⁾

「かぶき」の精神とは、ある意味で世間の常識や世相、秩序、権力などへの反発、反骨だと理解してもよい。また、

人間として自分に忠実に生きることだといつてもよいかもしれない。任侠・男伊達などの言葉には、まさにそうした意味がこめられている。

『昔々物語』が伝える奴の生き方も、さきに見た大鳥いっつ兵衛と同じあうものがある。

昔はやつこと云事有て、大身小身歴々にもやつこ有、下々にも中小生徒若党中間にまでやつこ有、下々のやつこと云は奉公もよく、勤の大義成事を大儀といわず、或は寒中にも袷斗にて寒きつらをせず、一日食事を喰ぬとてひだるき躰をせず、供先にてうそにも用に立へき命を捨て働かん杯と広言し、扱亦歴々のやつこ衆は身持食事ふやけたるなまやわらかなるていなし。好色の事になつみてもくつたくの気味なく、刀脇差やき刀のつよきを好み、侍道の勇氣に専とし、人に頼まれ亦は人の為には命を露とも云す、支配をうやまい親方老人を念比にし、律義なる人をはいんさんに結構にあしらい、我身に替りても人をすくひ、徳に貪らす⁽²⁶⁾(後略)かぶき者たちが、生き方についてのひとつの美意識をもつていたことは、注目しておく必要がある。これは、しだ

いかかぶき者たちの風俗として流行することにもなるが、かれらは所持する刀に「いきすぎたりや」とか「生過」などの文字を印している。たとえば、守屋氏の指適によれば徳川黎明会蔵「豊国大明神臨時祭礼図屏風」の右隻六扇の左上方に描かれた広場における牢人の喧嘩の場面では、牢人の朱鞘に「いきすぎたりや廿三、八まん、ひけはとるまい」の金文字が見えるという。また、大鳥居いつ兵衛の愛用していた刀にも、「此刀と申は、われしたはら鍛冶を頼み、三尺八寸のいか物作りにうたせ、廿五迄いき過たりや、一兵衛の名を切付」⁽²⁷⁾けていたといわれる。

二十代前半にして、すでに生き過ぎだという人生観をもつことは、やはり異端である。この「いきすぎたりや」の解釈・評価については、かれら暴れ者たちが下剋上の戦国の世に遅れて生れ育った、すなわち自分たちの生きるべき時代はもっと早かったのだという時代感覚をかれらもつていたからであろうとの説を、守屋氏が主張している⁽²⁸⁾。しかし、かぶき者たちの時代こそが、まさに慶長・元和期なのである。「いきすぎたりや」の文字は、そうした悲観的的人生観とみるよりは、むしろ自分の生命を惜しまない気概

常に死を意識した生き方、いわゆる死に方の美学を表現したものと理解する方が妥当なのではないかと思う。

こうした生き方の美意識は、権力者に対する反感、命令や秩序に対する反発、常識や世間体などの否定といった思想や行動との深いつながりを示すことが多い。そして、外見的にも何ものにもとらわれない生き方を標榜する装いや身なりとなってあらわれてくる。

「いきすぎたりや」の文字を刻んだ刀は、おどろくほどの「大刀長柄」で、しかも目にあざやかな朱鞘・大鐔であったし、かぶき者たちの容貌は、髪鬘を切り下げ、「大ひげをねぢあげ」、狂紋を染めたり、毛皮を着込んだり、ともかく人目をひく格好をしていた。⁽²⁹⁾ かぶき者たちにとって、耳目をおどろかすような風流でさらびやかで高価な衣裳と、「馬の皮のふと帯」「くまの皮の長はふり」といった「身の気もよだつばかり」の装いとが、ほとんど等質の意味をもっていたのではないだろうか。また、まじめで律気でないぎんな態度や心根と、人を泣かせ傷つけても平気な狂暴な性格とが同居していたに違いない。

外見につつまれた風貌や行動は、ひとつの美意識の表

明であるとともに、内面的な心の弱さをかくす煙幕でもある。個人的な内面の弱さを克服する手だての一つとして、お互いに仲間をつくり助け合う方法がとられている。そこでは、約束を違えぬこと、信義を重んじることがもっとも重視される。

芝山権左衛門殺害事件で捕えられ、大鳥居いつ兵衛捕縛のきっかけとなった小者の石井猪助は、取調べに対して、芝山権左衛門はかぶき者の党に入っているというだけで何の罪もない小者を手討ちにしたが、われわれはかねてから「たがひに命の用に立べしと兼約せし故」、その約束どおり復讐したのだと答えた⁽³⁰⁾という。

仲間の結束を固めるため、さまざまな儀式がとりおこなわれた。京都の荆組、皮袴組の一件では、「右之徒者もたはこより組になりと云々」と記され、血盟を結ぶためにたばこをまわしのみにしていたことが知れる。この時期においては、たばこは伝来してまだ間もない舶来品であり、「薬とも毒とも知がたし」といわれ、その効用は不明であったものの、ただ爆発的に流行し、「当世はやり物なれば、我も是を用る」といった状況にあった。⁽³¹⁾ かぶき者たちが、新来の

喫煙をもって血盟の儀式としたことは、風俗としての流行の最先端をゆく、かれらの価値観を表わしているようにも考えられる。

たばこの場合は多人数の血盟儀式となったが、若衆道も男と男の契りとして、この時代には流行した。「むかし若衆道といふ事あり、拾四五七八の男子、生れ付能きは勿論、大躰の生れ付にても、思ひものと云物もたぬ若衆は一人もなし。是を兄弟契約と云し、男色とも云。此事には、やゝもすれば大出入出来、親類とても打果し杯、大喧嘩出来、人亡ふ事数度あり」と、若衆道による兄弟契約が親類などの家族・血縁の結びつきより重んじられたことがあつたと、『昔々物語』に見える。

同じようなことが、大鳥居いつ兵衛組についても指適されている。「大鳥井逸兵衛と申かふき者ありて、めしとらるゝ。是ハ二、三以年来、江戸中之若き衆并ひちを振る下々迄、皆一味同心して逸兵衛組と号し、一同の思ひをなし、互に血判之起請文を書。其趣ハ、此組中何様之事有之とも、互に身命をすて、見つき可申候。たとひ親類父主にも思ひかへ、兄弟より頼母敷可有之と申合」⁽³²⁾せたというのである

から、まさに契約的意識的な結党であつたわけである。

ここで、この盟約についてその特質を確認しておかなければならないが、それはいわゆる親分と子分というような縦の契約ではないということである。主君と家臣、親と子というような上下の関係ではなく、かぶき衆の結党・血盟のあり方は、対等の条件・立場のうえに成立している。これは、もう一度あらためてのちに検討することになるが、封建的諸関係すなわちあらゆる利益が上位者に帰結していくヒエラルキー的な構造や、また無言のうちに成立している血縁の関係とも、それは大きく異なっている。

四、法的規制

徒党を組み、無頼をはたらきながら、思想的には生き方に美意識や主体性を求めようとしたかぶき者たち、いったいかれらは社会的にはどのような階層の人々であつたのであろうか。

すでに、京都でのかぶき衆事件や荆組・皮袴組事件、江戸での大鳥居いつ兵衛組一件でも触れておいたように、かぶき者の集団には歴とした旗本・御家人とともに、武家奉

公人である中間・小者らの多かつたことが知られている。なかでも、「軽き奉公人」といわれる中間・小者らがその中心であり、下級武士層を多く包摂していたことは、先学の指適どおりである。

たとえば、寛永元年八月十一日の「諸隊番士法度」によると、「同僚等万事不良の筋に男道をたて、党を結ぶべからず、もし背くものは罪せらるべし」と男道による結党が禁止されており、また「各宅にて少年の輩集会するとも、不良のさまあらば同座すべからず、違犯せばとがめらるべし」「少童に押れ耽楽すべからず、もし違犯せば改易せられ、その媒せしものとがめらるべし」といった、いわゆる「かぶき」たる素行への警告と懲罰が令されている。こうした禁令が出されるということは、この時期にまだまだ番士級の武士の間に相当数徒党無頼の衆が存在していたことを示している。

さらに時代は下るが、『正宝事録』に収められた正保五年二月二十二日付の「町中惣連印請書」から、「長刀并大脇差を指、奉公人の真似を仕、かふきたる体をいたし、かさつ成儀并不法」なることをするような者を、町人の間か

らは決して出さないということを、町の人々が誓約させられたことが判明する。この史料は、まず第一に、武家奉公人のなかにはかぶき者が結構混在していたらしいこと、そうした「かぶき」の風潮に共感し、奉公人同様にかぶいていく者が町人の間にも少なからずあったことを推測させる。

かぶき者の逮捕・処罰が、慶長期からしきりに行なわれてきたことは、諸事件の示すとおりである。かぶきたる風俗に対する規制も早くからみられた。たばこの異常な流行に対して、これが徒党血盟の儀式の具ともなるということで、慶長十四年に禁止されたというのは『当代記』の説くところである。慶長十七年には、「たはこ吸事被禁断畢、然上は売買之者迄も於見付輩は、雙方之家財を可被下也、若又於路次見付に付てハ、たはこ并売主を所に押置、可言上、則付たる馬荷物以下、改出すものに可被下事」と、たばこ禁令は喫煙者だけでなく、運搬者や商人に対する取締りへと進んでいるが、さらに元和二年令では、たはこの生産者について、町人は五十日、百姓は三十日の自兵糧半舎を申し付けると罰則を明らかにして、徹底した生産禁止

にまで発展している。

かぶき者の象徴であった「大額大なで付、大剃さげ、又は下鬚、并大刀、大脇差、朱鞘、大鐔、大角鐔」などが停禁され、違反者およびその主人に対する処罰が令されたことも『徳川実紀』元和九年四月二十六日条に見える。

かぶき者に対する取締りは、当然ながらかぶき者の出身階層であり、温床と見なされた奉公人層に対する規制となつてもあらわれている。奉公という言葉は、本来主君と家臣の間における封建的關係、すなわち上位者から下位者への御恩に対する下位者から上位者への奉公として位置づけられるが、ここにいう奉公人とは、いわゆる「軽き武家奉公人」であつて、準士分ではあつても正規の武士ではない中間・小者等をさす。

主君と家臣の關係は、原則として人格的なつながりを御恩と奉公のかたちでまとめた相互の信賴關係であるのに対して、奉公人の場合は雇用契約であつて、主君と家臣との關係では存在しなかつた保証人というものが介在してくる。武家の下級労働力を提供する奉公人は、主君と家臣の信賴關係を補完するうえからも、安定的な労働力であるこ

とが望ましく、譜代奉公人の方がよい。しかし、すでに十七世紀初頭の武家奉公人でも、町人の世界における奉公人に近い存在である年季奉公人、出替り奉公人が少なくなつたようである。

一年期奉公および出替り奉公の禁止は、『徳川実紀』を追うだけで慶長十五年四月、同十七年八月、同十八年三月、元和二年十月、同五年二月というように、繰り返して発令されている。さらに寛永・正保・慶安と年号が改まっても続出している。

一年期奉公・出替り奉公が禁じられた背景には、これら奉公人の勤務のあり方が武家体制の確立に不都合をきたす諸問題が発生していたからであろう。実際、武家の奉公人が短期間のうちにつきつきに交替していくこと、そのため役務遂行に支障があつたことが知られる。慶長十五年四月二日の「定」の第三条は、「一、御普請、御陣、御上洛之御供、又ハ御使之沙汰有之時、暇を乞之儀、可為曲事之旨被仰出」とあり、特別な任務への従事にあつて、奉公人たちが中途で仕事を放棄してしまうことを戒めている。

それでは、なぜ奉公人たちは主人に出陣や上洛供奉の命

が下ると暇をとってしまうのであろうか。ここには、出陣や上洛をはじめとするいわゆる軍役の問題がからんでいるようである。慶長五年七月の「関原御陣中条目」⁽⁴⁾や同二十年四月の「大坂御陣中条目」⁽⁴⁾には、帯陣中の喧嘩口論は是非を論ぜず誅伐すること、奉行の指示には絶対服従のことが規定されているし、元和九年五月の「在京中法度」⁽⁴⁾を見れば、「争論はたとひその理ありとも、発言せし者曲事たるべし」とある。

軍役の遂行にあたっては、理非曲直よりも上からの命令に対する絶対的服従が強要され、上下の身分・序列が厳格に組み立てられようとしていることがうかがえよう。奉公人といえども、雇主との自由契約的な関係は認容されず、一たん軍役に従うと武士社会の縦型原理が適用される。かぶきたる者たちの気随な生き方は、とりわけ軍役体制のなかでは許されざることであつたといわなければならない。すこし時代は下るが、明暦二年四月朔日付の「二条在番中条目」⁽⁴⁾に、「二条御番に被召列候者共・於当地悉被致僉議、可被罷登候、少成共かぶき候様に相見へ候者、疇人も被召列間敷候」と、若干でも「かぶき」傾向のある者を随伴し

てはならないという条項が明記されている。

軍役には、このように特殊な秩序、身分的序列化の思想がある。しかも、それは純然たる武士層だけではなく、これに随伴する武家奉公人層をも、全人的な縦型社会の原則のなかに、否応なく組みこんでしまう構造をもっている。幕藩体制の支配者の論理にたてば、軍役の賦課を通じて、身分的序列化を徹底し、幕藩制的秩序を整備・確立していくねらいがある。体制への反発の傾向のあるかぶき者、現実は武家社会の下級労働力の圧倒的でない手でありながら武家社会の秩序から離脱しかねない奉公人たち、これらの人々に対して、軍役の実践は幕藩体制確立のために、身分的序列的統制を浸透させる格好の機会であつたといえよう。

支配組織の整備と社会秩序の形成が優先され、対等な人間関係や個性や自由が圧殺されていく。そうした封建的縦型社会の到来を、もつとも身近かにひしひしと感じていたのが、支配機構の末端につらねられようとする奉公人たちではなかつただろうか。秩序と安定の裏にしのびよる影に向つて、精いつばい自由と自我を主張し、時の流れに棹さ

そうとする姿が、「かぶき」の構図だったのではないだろうか。

五、内乱のなかの民衆

近世的な秩序のなかに組みこまれようとしているのは、奉公人たちだけではなかった。一般の町人も、町の機構も、慶長・元和という時期に幕藩制的社会秩序のない手として位置づけられようとしていた。

慶長八年のかぶき躍の出現を伝える『当代記』は、同年のこととしてもう一つ重要な政治的できごとを記している。よく知られた記事であるが、引用してみよう。

此年、京都町人を十人組と云事あり、依_レ將軍仰_レ也。洛中上下迷惑す。十人之中一人犯_レ惡事_一は、九人の者可_レ与_三同罪_一由也。是は、京伏見其外辺土に、盜賊令_ニ乱行_一之間、為_ニ政道_一如此。然共福人は貧人に組事を愁、財宝を他所江令_ニ運送_一置_レ之。此政於_ニ洛中_一先代不_レ聞之由云々。⁽⁴⁵⁾

京都近辺の治安がよくないので、防犯のために將軍の命で十人組を町人に結成させたが、この十人組は組員の犯罪

には連帯責任を負わせたものであったから、京都の人々とりわけ裕福な町人はおおいに迷惑したというのである。

『当代記』の記すとおり、慶長八年に十人組が京都で実施されていることは、『諏訪家文書』⁽⁴⁶⁾によって明らかにされている。この十人組が、のちに全国の都市や農村で普く結成される五人組と系譜的につながるものであることは、早く大正年間に中田董氏が指摘している。中田氏は、十人組から五人組への移行を寛永六年十一月から同二十一年四月までの間と推定した。⁽⁴⁷⁾ ついで秋山国三氏がその期間を法令の分析によって寛永十二年から同二十年三月までの間と短縮し、⁽⁴⁸⁾ さらに仲村研氏は十人組から五人組へ一斉に切りかえられるのではなく、すくなくとも寛永四年から同十年までは十人組と五人組が並存していること、そしてこの間の五人組は特定の町で試験的に実施されたものではないかと、推論を加えている。⁽⁴⁹⁾

この十人組から五人組への移行を論じた先学たちは、寛永年間のキリスト教徒弾圧のために比隣検査の徹底を期して十人組が細分化され五人組となったという共通の認識をもっていったようである。十人と五人という人数の差に質的

な相違を見ようとしていたわけである。

しかし、次の史料はそうした十人か五人かといった人数が問題ではないということを、明瞭に示している。

覚

一拾人組之事、其町ニて心を存互ニ内えも出入在之様成者と組申し、拾人ニても八人五人ニても、為以来候間、其如く可申付候事。

一町代申付候とて、無理押組申儀無用之事

一一町ニ組候事成間敷と申者在之者、家為売他町え越可申候、一町ニ召人者かへがたく候事、⁽⁶⁰⁾

(後略)

これは、元和元年十月七日付の板倉伊賀守勝重の觸状である。十人組といいながら、実際には八人の組、五人の組などがあつたことは、『長刀鉾町文書』などでも知られている。町代に申し付けられたからといって、無理押しして組んではならないとしながら、組に入ることを拒否する者はその町の構成員たる資格を奪えと令していることは、十人組は町内の組でありながら町という組織と同等に近い役割を、大坂夏の陣終了後のこの時期にはもたされていること

を示す。

治安の維持を目的としながら、民間に比隣検査的組織としての十人組が結成されていくということは、支配の網の目が民衆のうえに大きくかぶせられていくということである。このことはとりもなおさず、自治的な伝統をもつ町共同体が支配の末端機構として未成熟であることを示しているのではないだろうか。また、自治的な町の組織と競合せながら、まったく一方的に民衆統制の新たな機構として設定しているところに、十人組の歴史的な位置をみることもできる。

十人組の実施とともに、町の組織もその自治的な機能を利用されながら、近世的秩序のなかにひきずりこまれていく。統一国家の形成にともなう治安の回復と引きかえの私たちで、都市内部の町の組織も支配の末端機構としてくみこまれていく。慶長という時代は、まさにそのような時代であった。とりわけ、大坂の陣前後には、露骨な私たちでそれが姿をあらわしている。

慶長十九年十月、京都所司代板倉勝重は、大坂冬の陣に際して「落中町々ノ門、夜中ニ不可通、但シ板倉伊州者ト

名乗候者可通⁽⁵³⁾と、非常事態という特別な情況を利用しながら、町々の木戸門開閉について統一的な指令を發した。さらに翌年の夏の陣に際しては、「今度御陣中京都夜番之

儀、一町之内より家主拾人ツ、罷出、両方之門ニ火をたき、よひの六ツ過其くゞりをさし、一切人の出入在間敷候。公儀御用之使をは、いつれの所え成共おちつき申所え、其町より先々え送届ケ可申候事⁽⁵²⁾と、具体的な木戸門管理と徳川方への協力を指示するにいたっている。そのうえ、同年五月には、「今度大坂へんしんニ付て、大坂ひいきを致し種々さうせつ申、町中をさわがし申者」の探索を各町ごとに行なわせたり、⁽⁵³⁾「今度大坂え籠城致し候者奉公人町人共ニ、親兄弟妻子在之候共、書付之上可申、若於隱置者一町曲事ニ可申付候間、町切ニ隱置間敷と、誓紙を立いたさせ可申」などと、懲罰をちらつかせながら、一町切に誓紙を差し出すよう要求している。⁽⁵⁴⁾

内乱状況下における軍事優先の論理を民政面にまで拡大していくことで、町組織の格一的統一的運営を促し、その格一化の基準と価値観さえ、軍政の延長上において提示しているように見える。こうした方向は、大坂夏の陣終了後

も大坂方殘党探索の名目のもとに、さらに厳しく民衆に要求されていく。

元來、町の組織は自然発生的に住民相互の利益のために、構成員の対等な関係を前提として形成されてきたものである。十六世紀の戦乱のなかで、治安の乱れに対処して自衛のための組織としての性格を前面に押し出してきた町は、十七世紀に入ると、統一国家の形成に伴う治安の回復の先兵として利用され、近世的秩序のなかに位置づけられていくことになる。支配の末端機構として組みこまれていくことで、町の構造も構成員の対等な関係を後退させながら、命令伝達の経路を通じて上下の要素がしだいに拡大されていく。そして、町の性格も純然たる構成員の利益のための町ではなくなって、支配者のための町へという雰囲気をも強めていくことになる。

慶長・元和期の内乱状況のなかで、武士だけではなく、その下級労働力になう奉公人たちも、また一般の民衆までも、幕藩体制の論理と支配の秩序のなかに、否応なく整序されていく姿を、ここにかがうことができる。そうした時代背景を描くことによって、かぶき者の横行や「かぶ

き」の世相の蔓延、かぶき躍の熱狂的な隆盛のありさまも、はじめて理解することができるのではないだろうか。

〔註〕

- (1) たとえば、昭和五十七年三月発行の山川出版社の『詳説日本史』一五九頁では、「家康はこれを(石田三成ら)一六〇〇(慶長五年、美濃の関ヶ原の戦いでやぶり、反対の諸大名にきびしい処分を加え、豊臣氏にかわって政権をにぎった。一六〇三(慶長八)年に征夷大將軍に任ぜられて江戸幕府をひらき、徳川氏はこれより二六〇年余にわたって全国を支配するようになった。この時代を江戸時代という。政権をにぎった家康はいちはやく交通制度や貨幣制度などの整備につとめ、全国統一の政策をすすめた。しかし、当時はまだ大坂に豊臣秀頼がいたので、家康はこれを挑発して戦いをしかけ、一六一四(慶長一九)元和一年の大坂の役(大坂冬の陣・夏の陣)で豊臣氏を攻めほろぼした。このうち徳川氏に反抗する大名はまったくなくなり、江戸幕府の基礎はすっかりかたまつた」と記している。そのほかの高校日本史の教科書もほぼ同様の記述となっている。
- (2) 最近の研究で、大坂の陣を正面からとりあげ論及したものは管見のかぎりではない。一九七五年刊の『岩波講座日本歴史近世Ⅰ』の高木昭作氏「江戸幕府の成立」では、大坂の陣と「武家諸法度」という項が設けられているが、大坂の陣については、その原因となつた方広寺大仏殿鐘銘事件は家康

の国主としての権威にかかわる質をもっていたこと、大坂の陣ではじめて將軍権力のもとに全国の大名が一つの戦場で指揮・統轄され、全大名の家康への臣従が検証されたところに意味があることを、敷衍で指摘しているだけである。

(3) 守屋毅氏「かぶき」の時代(昭和五十一年、角川書店刊)七頁。

(4) 守屋毅氏「かぶき」の時代」九〇～九二頁。

(5) 昭和四十七年三月刊の東京都立大学「人文学報」八九号に発表され、その後昭和五十二年吉川弘文館発行の『近世史の群像』に再録されている。本稿では『近世史の群像』に収録されたものによつた。

(6) 『史籍雑纂』第二巻八一頁。

(7) 『徳川実紀』(『国史大系』本)第一篇八〇頁。

(8) 『当代記』(『史籍雑纂』第二巻)一一五頁。

(9) 『徳川実紀』第一篇四五八～四五九頁。

(10) 『慶長見聞集』(『日本庶民生活史料集成』第八巻)五五三頁

(11) 『当代記』(『史籍雑纂』第二巻)九五頁には、この事件の経過と結末を次のように記している。

六月、此比、京町人北野・賀茂辺え出行之初は、かぶき当世異相を此云、衆出合たはふれ、為之悩さる。其上耽_ニ女色、覚外之儀多之、大御所之を聞給、以外逆鱗也。此事於_ニ虚言者、罷出可_ニ申分_ニ之旨曰処、分明の不_レ及_ニ争論_ニ之間、則改易也。謂津田長門守、稲葉甲斐守、天野周防守、沢半左衛門、苑田久六等也。此後又大島雲八、阿部右京、矢部善

七郎、野間猪助、浮田才寿改易也。未同類甚在之と云共、重而不及ニ沙汰^一

(12) 『徳川実紀』第一篇四五〇頁。

(13) 北島正元氏「かぶき者―その行動と論理」『近世史の群像』一一六―七頁。

(14) 『当代記』『史籍雑纂』第二巻 七四頁。

(15) 『当代記』『史籍雑纂』第二巻 八二頁。

(16) 『当代記』『史籍雑纂』第二巻 一五〇頁。

(17) 『当代記』『史籍雑纂』第二巻 一八一―一八二頁、『駿府記』『史籍雑纂』第二巻 二三五頁。『慶長見聞集』『日本庶民生活史料集成』第八巻 五六一―五六三頁、『徳川実紀』第一篇五九〇頁など。

(18) 『当代記』では柴山孫作、『慶長見聞集』では北河権兵衛という名前になっているが、『徳川実紀』が大番組頭芝山権左衛門正次としているので、ここでは『徳川実紀』に従う。

(19) この人名についても、大鳥居いつ兵衛のほか、大鳥一兵衛、大鳥居逸平なども記されているが、いわゆる醜名であり本名ではない。

(20)・(21)・(22) 『慶長見聞集』『日本庶民生活史料集成』第八巻 五六一頁。

(23) 『慶長見聞集』『日本庶民生活史料集成』第八巻 五六二頁。

(24) 注(11)参照。

(25) 守屋毅氏は「かぶき」の時代」九五頁において、「かぶ

き」の風潮と興味深いアナロジイを呈するのが、古田織部の茶風であった」という書き出しで、古田織部の「かぶき」ぶりをもとに論述している。

(26) 『昔々物語』『日本庶民生活史料集成』第八巻 四〇四頁。

(27) 『慶長見聞集』『日本庶民生活史料集成』第八巻 五六二頁。

(28) 「かぶき」の時代」二二二頁。

(29) こうしたかぶき者たちの風貌は、『豊国大明神臨時祭礼図屏風』や『四条河原図屏風』をはじめ、この時期に製作された多くの絵画類なども確認される。

(30) 『慶長見聞集』『日本庶民生活史料集成』第八巻 五六二頁。

(31) 『慶長見聞集』『日本庶民生活史料集成』第八巻 四七九頁。

(32) 『昔々物語』『日本庶民生活史料集成』第八巻 四〇五頁。

(33) 『慶長年録』『大日本史料』第十二編之九、九〇二頁。

(34) 『徳川実紀』第二篇三二八頁。

(35) 『正宝事録』第一巻一頁。

(36) 『御当家令条』『近世法制史料叢書』二(一) 二〇六頁。

(37) 『御当家令条』『近世法制史料叢書』二(一) 二二二頁。

(38) 『徳川実紀』第二篇二四九頁。

(39) たとえば元和五年十二月二十二日付の「条々」『御当家令条』三七五号)には、

一 御陣御上落御普請之砌、令欠落者、別て曲事也。然上は、

請人より尋出し、主人の方へ可相渡之、若於不叶は、請人より為過料、右約束之切米一倍主人の方へ可出之、於不出は籠舎之上、主人次第事

という請人すなわち保証人の責任を明記した条項があり、さらに「請人なくして人を拘候事、越度たる故」という文言もある(『近世法制史料叢書』二の二〇八頁)。

(40) 『御当家令条』(『近世法制史料叢書』二)二〇六頁。

(41)・(42) 『武家殿制録』(『近世法制史料叢書』三)二二一頁。

(43) 『徳川実紀』第二篇二五二頁。

(44) 『御当家令条』(『近世法制史料叢書』二)一七三頁。

(45) 『当代記』(『史籍雜纂』第二)八二頁。

(46) 『史料京都の歴史』第三卷四二八―九頁参照。『諏訪家文書』(京都市歴史資料館収集マイクロフィルム)の「中立荒町式目」によれば、慶長八年九月十日付で十人組結成の届書が、「御奉行様」宛に出されている。

(47) 中田董氏は「京都五人組編成の年代」(『法制史論集』第三卷上所収)において、余部村関係史料を分析して、十人組上限と五人組上限をもとめる方法で、年代推定をした。

(48) 秋山国三氏は「公同沿革史」のなかで、三条衣棚町文書と「上下京古書明細記」を用いて、中田氏と同様の方法論をもちいて分析した。

(49) 仲村研氏は「京都「町」の研究」のなかで「二本能寺前町文書」を紹介しながら、中田・秋山両氏の研究に依拠し、やや視点をかえた実験的五人組実施説を提起した。なお、「十人組」「五人組」については、近く拙稿を別に予定している。

(50) 「三条町文書」(京都市歴史資料館収集マイクロフィルム)のうちの「大坂御陣御触書写」の簿冊による。なお、この写本はのちにまとめられたものであるため、当初の触状にはなかったと考えられる元和の年号がすべてに付されている。

(51) 「言緒御記」慶長十九年十月八日条。

(52) 「三条町文書」「大坂御陣御触書写」、この写本では元和元年四月晦日付となっている。同触は、『冷泉町記録』では慶長二十年五月となっており、文言もわずかに異っている。

(53) 「三条町文書」「大坂御陣御触書写」、元和元年五月十四日付触状。

(54) 「三条町文書」「大坂御陣御触書写」、元和元年五月触状。